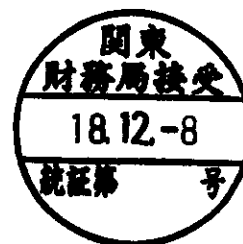


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 (No. 1)
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長 三浦 健 三浦 健 三浦 健
【氏名又は名称】(3)	玄場 光浩 森・濱田松本法律事務所
【住所又は本店所在地】(3)	〒100-8222 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル
【報告義務発生日】(4)	平成 17 年 8 月 3 日
【提出日】	平成 18 年 12 月 8 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1 名
【提出形態】(5)	その他

第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社ホウトク
会社コード	7973
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	名古屋
本店所在地	愛知県小牧市上末東山 3509 番地の 190

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (アイルランドの法律に基づき設立された株式会社)
氏名又は名称	F.I.T. ガリレオ・インベストメント・トラスト・リミテッド (F.I.T. GALILEO INVESTMENT TRUST LIMITED)
住所又は本店所在地	アイルランド、ダブリン 2、ハーコート・ストリート、ハーコート・センター、ブロック 3、6 階 (6th Floor, Block 3, Harcourt Centre, Harcourt Street, Dublin 2, Ireland)
旧氏名又は名称	該当なし
旧住所又は本店所在地	該当なし

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成5年11月16日
代表者氏名	マーティン・ブーシュ (Martin Beusch)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資信託の委託業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル 弁護士：三浦 健 弁護士：玄場 光浩
電話番号	03-6212-8316

(2)【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	590,000		
新株予約権証券 (株)	A 0	-	F 0
新株予約権付社債券 (株)	B 0	-	G 0
対象有価証券カバーワラント	C 0		H 0
株券預託証券			
株券関連預託証券	D 0		I 0
対象有価証券償還社債	E 0		J 0
合計 (株)	K 590,000	L 0	M 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		0
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		590,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 8 月 3 日現在)	Q	9,620,647
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		6.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.12

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 6 月 8 日	株券	5,000	取得	255.80 円
平成 17 年 6 月 15 日	株券	5,000	取得	252.20 円
平成 17 年 6 月 16 日	株券	5,000	取得	255.00 円
平成 17 年 7 月 4 日	株券	5,000	取得	252.20 円
平成 17 年 7 月 7 日	株券	5,000	取得	242.80 円
平成 17 年 7 月 11 日	株券	10,000	取得	245.90 円
平成 17 年 7 月 15 日	株券	5,000	取得	244.40 円
平成 17 年 7 月 25 日	株券	10,000	取得	246.50 円

平成 17 年 7 月 27 日	株券	10,000	取得	251.00 円
平成 17 年 7 月 28 日	株券	9,000	取得	253.33 円
平成 17 年 7 月 29 日	株券	16,000	取得	259.44 円
平成 17 年 8 月 1 日	株券	5,000	取得	272.20 円
平成 17 年 8 月 2 日	株券	5,000	取得	285.20 円
平成 17 年 8 月 3 日	株券	5,000	取得	297.60 円

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

F.I.T. ガリレオ・ジャパン・ファンド (F.I.T. GALILEO JAPAN FUND) というアイルランド籍投資信託を設定した、管理会社である提出者および受託会社であるソシエテ・ジェネラル・ダブリン・ブランチ (SOCIÉTÉ GÉNÉRALE DUBLIN BRANCH) の間の 2005 年 1 月 31 日付信託証書。本報告書において報告する株式会社ホウトクの株式は、同投資信託のために受託会社が保有しており、信託証書に従って、同株式の取得および処分は、提出者が指図する。



F.I.T.-GALILEO INVESTMENT TRUST LTD.

Power of Attorney

Date: 21 November 2006

I, Martin Beusch, Director of F.I.T. GALILEO INVESTMENT TRUST LIMITED hereby appoint each of Ken Miura, Mitsuhiro Gamba and any other attorney-at-law of Mori Hamada & Matsumoto located at Marunouchi Kitaguchi Building, 6-5, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8222, Japan, as attorneys-in-fact to act on our behalf in connection with the preparation and filing of various reports and any amendment thereto and the delivery of copies thereof under Chapter 2-3 "Disclosure on Holding of Large Amount of shares, Etc." of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) and any and all matters relating thereto.

In witness whereof, this power of attorney was made as of the above-mentioned date by the undersigned.

For and on behalf of
F.I.T. GALILEO INVESTMENT TRUST LIMITED

By:

Martin Beusch

【訳 文】

委 任 状

日付：2006年11月21日

F.I.T. ガリレオ・インベストメント・トラスト・リミテッドの取締役である私、マーティン・ブーシュは、ここに、郵便番号 100-8222 日本国東京都千代田区丸の内一丁目番 5 号丸の内北口ビルに所在する森・濱田松本法律事務所の弁護士である三浦健氏、玄場光浩氏およびその他の弁護士の各々を、日本の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号、改正済）第 2 章の 3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく各種報告書およびその変更報告書の作成および提出ならびに当該報告書等の写しの送付に関する件、その他これに関する一切の件に関する当社の代理人として選任する。

これを証するため、下記署名者が上記日付をもって、本委任状を作成した。

F.I.T. ガリレオ・インベストメント・トラスト・リミテッドを代表して

[署 名]
マーティン・ブーシュ